この間の動きを踏まえた要制度改正点について①
＜一時保護委託関係（児童福祉法等）＞

資料１

制度の現状・背景

○　一時保護施設については令和４年の児童福祉法改正で設備・運営基準が設けられた。

○　一方で、一時保護委託先については、特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている。

改正のイメージ（案）

○　一時保護委託については、例えば、原則として、**一時保護委託を受けるために事前に登録等を受けた者**等に対してのみ行えることとするなど、一定の質を担保できるような法制上の措置をとることとしてはどうか。

※　登録制度等の創設に伴い、こども性暴力防止法の民間教育保育等事業者に一時保護委託先の追加を行うこと想定。

（公布後２年以内の政令で定める日の施行を想定）

この間の動きを踏まえた要制度改正点について②
＜面会通信制限関係（児童虐待防止法）＞

制度の現状・背景

○　児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。

○　こうした中、各児相の現場では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。

改正のイメージ（案）

○　児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限を行える**ものと規定すること等（※）により、**保護者の同意なく面会通信制限等が行える場合を明確にし、適切な運用が図られるようにしてはどうか**。

※　面会通信制限のほか、児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとしてはどうか。

（公布後6月以内の政令で定める日の施行を想定）

この間の動きを踏まえた要制度改正点について②
＜保育所等における虐待対応の強化（児童福祉法）＞

制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等を設けることが検討されている。

改正のイメージ（案）

○　上記の通告義務等については、**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象**とすることが検討されていることから、**意見表明等支援事業**についても、対象とすることとしてはどうか。

※　この他、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等を対象とすることが検討されている。

（令和7年度施行を想定）